長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）【フラット３５】保留地融資の特徴について

この住宅ローンは、土地区画整理事業の換地計画で換地処分の公告の日まで保留地にする予定の宅地（以下、「保留地」といい、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の仮換地を含みます。）及び当該保留地上に建設または購入する建物に対する融資をご利用いただくにあたり、次の１及び２の住宅ローンの特徴をお読みいただき、ご了承いただいた上で、ご利用くださいますようお願いいたします。

１．換地処分の公告前の資金実行においては、建物のみに住宅金融支援機構を抵当権者とする第１順位の抵当権を設定し、換地処分の公告後、速やかに土地に機構を抵当権者とする第１順位の抵当権を設定していただきます。

２．保留地に係る公租公課の支払義務は保留地を購入した申込者にあり、ご負担いただきます。

記入日　　年　　月　　日

金融機関名　株式会社ハウス・デポ・パートナーズ　御中

上記の住宅ローンの特徴について了承の上、この住宅ローンを利用します。

お申込人（自署）			連帯債務者（自署）	

（金融機関使用欄）

説明日	年　月　日		説明者	

（令和５年４月）